

恩納村農水産物販売センター周辺可能性調査業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、「恩納村農水産物販売センター周辺可能性調査業務委託」の策定を委託する事業者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により企画提案等を求め、その内容及び能力を総合的に比較検討し、最も適格と判断される事業者を特定する手続きを定めることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名：恩納村農水産物販売センター周辺可能性調査委託業務（以下、「本業務」という。）
- (2) 履行期間：契約締結の日から ～ 令和8年3月31日（火）
- (3) 業務内容：「恩納村農水産物販売センター周辺可能性調査業 企画提案仕様書」（以下、「仕様書」）のとおり。
ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として選定された参加者の企画提案内容により、提案内容をもとに発注者受注者で作成するものとする。
- (4) 業務に関する費用：11,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）
ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。

3 参加資格

プロポーザルに参加しようとする者（提案者となろうとする者）は、日本国内に本社を有するものであって、次に掲げる事項を満たすものとする。

- (1) 沖縄県内に本店、支店または営業所を有すること。
- (2) 「令和7・8年度恩納村入札参加資格者登録名簿」に登録されていること。
- (3) 地方自治法施工令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 恩納村建設工事に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成16年8月25日施工）」の規定による参加停止の措置を受けていないこと。
- (5) 法人税、所得税、地方税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は再生手続き等を行っていないこと。

- (7) 沖縄県暴力団排除条例（平成23年10月1日施工条例第14号）の暴力団及び暴力団員に該当しないこと。
- (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく、技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格保有者を有しており、本業務における配置予定技術者として選任できること。
- (9) 過去10年間（平成26年度以降）に同種・類似業務実績を有し、本業務を確実に遂行できる者。
- (10) 共同企業体の結成にあたっての要件
- ①共同企業体は2者以内で構成されていること。
 - ②共同企業体の代表構成員が申し込み者であること。
 - ③共同企業体は、通知された方法に基づき、契約担当者に対し参加申し込み時に共同企業体協定書を提出すること。
 - ④代表企業においては、参加資格を全て満たすこと。
 - ⑤構成員においては参加資格の（1）から（7）を満たすこと。
 - ⑥共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員でないこと。

4 配置予定技術者

管理技術者及び照査技術者及び主担当技術者については、同種又は類似の業務実績を有すること。

また、管理技術者は技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく、技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格保有者を有しており、本業務における配置予定技術者として選任できること。

5 提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、次にあげる書類を提出すること。

- (1) 参加申請 提出部数 原本1部、副本2部

- ①参加申請書（様式第1号）
- ②事業者概要（様式第3号）
- ③業務実績調書（様式第4号）

過去に受託した業務の実績のうち、「3. 参加資格」に記載の実績等について記載すること。また、契約内容の確認のために、契約書（写し）又はテクリスを添付すること

- ④管理技術者の経歴及び実績等調書（様式第5号）

※保有資格等を証明する資格証の写しを添付すること。

担当技術者調書（様式第6号）

※保有資格等を証明する資格証の写しを添付すること。

(2) 企画提案書類 提出部数 原本1部、副本7部

①企画提案書届（様式第2号）

②企画提案書（A4判10頁以内 ※表紙を除く）（任意様式）

仕様書に対する取り組み方法を具体的に記載する。内容を補完する図表、写真等を使用することも可とする。また、文字サイズは、図表を除いて11ポイント以上とする。

③業務スケジュール（任意様式）

④見積書及び見積り内訳書（任意様式）

6 提出期限及び提出方法

(1) 参加申請書 令和7年9月22日 17時必着

(2) 企画提案書 令和7年9月26日 17時必着

①提出場所 恩納村役場 商工観光課

②提出方法 持参又は郵送（いずれの方法でも提出期限必着とする。）

※なお、郵送の場合、受取日時及び配達されたことが証明できる方法による。

（提出書類に不備のある場合は受理不可であるため、郵送の際はその旨考慮した上で発送手続きを行うこと。）

7 質問の受付及び回答

(1) 提出期限：令和7年9月12日（金）17時必着

※本プロポーザルに関する質問は、企画提案書等の作成・提出に必要な事項並びに業務実施に係る条件に限る。

(2) 提出方法：別添の質問書（様式第7号）により、メールにて提出すること。

※メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しないものとする。

(3) 回答日：令和7年9月17日（水）午後3時から

(4) 回答方法：恩納村ホームページに掲載

※質疑を行った参加者名は公開しないものとする。

8 契約候補者の選定方法

「恩納村農水産物販売センター周辺可能性調査業務プロポーザル選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、当該プロポーザルによる審査を行い、契約候補者を選定する。

技術提案書の提出を受けた後にプレゼンテーション審査を行い、評価が最も優れている参加者を第1優先契約候補者として選定する。（次点者も決定する。）

なお、審査結果については、恩納村ホームページにおいて公表する。この場合において参加者の名称については、第1優先契約候補者のみ公表する。

選定結果について、参加者全員に対し郵送で結果を通知する。ただし、審査及び結果に関する質問や異議は受け付けないものとする。

9 プレゼンテーション及び審査の実施

(1) 審査の方法

提出された技術提案書をもとに、参加者によるプレゼンテーションを実施し、委員会において評価が最も優れている事業者を選定する。なお、参加者が4者以上の場合には、委員会において書類審査を実施し、プレゼンテーションを実施する者を3者に絞り込む。

プレゼンテーションの有無については、令和7年9月29日（月）までに電子メールで通知する。

(2) プレゼンテーション内容

技術提案書をもとにした口頭説明を20分、質疑応答を10分とする。

(3) 参加人数

プレゼンテーションの参加人数は、4名までとする。

(4) プレゼンテーション及び審査会実施日

令和7年10月月上旬（予定）

(5) プレゼンテーションの際の注意事項

- ①プレゼンテーションの実施時間及び会場等の詳細は、令和7年10月上旬に電子メールで通知する。なお、プレゼンテーションの順番は、原則として参加申請書の受付順とする。
- ②プレゼンテーションに使用するプロジェクター及びスクリーンは事務局で準備するが、パソコン等は提案者において準備する。
- ③提出した技術提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションや追加資料の提出等は失格とする。
- ④指定した時間に遅れる場合は失格とする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(6) 審査結果

プロポーザルは、委員会がプロポーザル審査評価基準に基づき審査し、後日速やかに参加者全員にその結果を書面にて通知する。

1.0 評価項目

評価項目及び評価内容は次のとおりとする。

| 審査項目 | | 配点 |
|--------|----------------------------|-----|
| 業務遂行能力 | 同種・類似業務の実績 | 35 |
| | 地域精通度 | |
| | 担当技術者の業務遂行能力及び人員配置 | |
| | 組織のマネジメントシステム認証取得状況 | |
| 企画提案 | 本業務の目的及び趣旨の理解度 | 60 |
| | 基礎情報の収集及び現状分析 | |
| | 意向調査の実施手法 | |
| | 恩納村農水産物販売センターの周辺への波及・活性化効果 | |
| | 業務スケジュール | |
| 見積価格 | 価格の妥当性、積算内訳の妥当性 | 5 |
| 計 | | 100 |

1.1 契約の締結

審査結果に基づき選定した第1優先契約候補者と、提案に沿って契約内容について協議、調整を行った上で、随意契約により委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、提案内容の一部を変更する場合がある。

なお、第1優先契約候補者に選定された参加者が辞退した場合、又は協議が整わなかったときは、次点者を第2優先契約候補者に選定し、契約についての協議等を行った上で、契約を締結するものとする。

また、参加者が1者の場合にあっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その参加者を契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

1.2 実施スケジュール

| 項目 | 期 日 |
|-----------------|--------------------------------|
| 実施要領の公表 (村HP掲載) | 令和7年9月4日 (木) ~ 9月26日 (金) 17時まで |
| 参加表明書等提出期間 | 令和7年9月4日 (木) ~ 9月22日 (月) 17時まで |
| 質問提出日 | 令和7年9月4日 (木) ~ 9月12日 (金) 17時まで |
| 質問回答 | 令和7年9月17日 (水) (予定) |
| 書類審査の有無の通知 | 令和7年9月19日 (金) 17時まで |
| 企画提案書等提出期間 | 令和7年9月4日 (木) ~ 9月26日 (金) 17時まで |
| プレゼンテーション通知 | 令和7年9月下旬 |
| プレゼンテーション実施日 | 令和7年10月上旬 (予定) |
| 審査結果通知 | 令和7年10月中旬 (予定) |
| 契約締結 | 令和7年10月下旬 (予定) |

1.3 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 本実施要領に示されたプロポーザル参加資格及び資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がされている場合
- (3) 提出書類及び提出する方法が本実施要領に定める事項に適合しない場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 公告日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

1.4 その他

- (1) 技術提案書の作成・提出等一切の経費は、参加者の負担とする。また提出書類は返却しない
- (2) 提出期限後の技術提案書の提出及び差し替えは認めない。
- (3) 採用された企画提案については、内容の一部変更を指示することがある。
- (4) 本業務により得られた成果品及びすべての権利（所有権、著作権等）は、本村に帰属するものとする。
- (5) この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- (6) このプロポーザルに参加した者は、この実施要領に同意したものとみなす。
- (7) 参加表明書類の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、署名および押印された辞退届（様式8）を「15 事務局」まで提出すること。辞退しても、以後における不利益な取り扱いはしない。

1.5 事務局

恩納村 商工観光課

住所：〒904-0492 沖縄県国頭郡恩納村字恩納2451番地

電話：098-966-1280

FAX：098-966-1045

E-mail：shoukou@vill.onna.lg.jp（担当：平田）